

基本及び実施設計業務委託特記事項（案）

1 特記事項の適用

本基本設計及び実施業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校
学童クラブ建設工事基本設計及び実施設計等業務委託

1. 2 委託場所 稲城市大丸100番地

1. 3 契約期間 契約確定日の翌日から令和7年3月28日まで

1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

■校舎等新築工事（基本設計・実施設計）

..... 稲城市立稲城第三小学校及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ

敷地面積 約 10,535.25 m²、延床面積 約 7,100 m²（参考）

用途地域 第二種中高層住居専用地域 建蔽率 60%、容積率 200%、

高度地区 第2種高度地区、防火指定 準防火地域

日影規制 3時間 - 2時間/測定面 4.0m

..... 難易度による補正の有無

..... [総合] 特殊な敷地・木造建築物 □あり ■なし

..... [構造] 特殊な形状・特殊な地盤・特殊な解析性能検査・国土交通大臣の認可・
免振建築物・木造建築物 □あり ■なし

..... [設備] 特殊な形状・特殊な敷地・特殊な性能 □あり ■なし

※ 「必要諸室数」は別紙を参照

※ 校舎の階数、延床面積及び建築面積等は基本設計業務にて決定する

※ プール及び附属建物 37.84 m²の建替を含む

※ 体育館棟（809.37 m²）は既存のままとする

■仮設校舎新築工事（基本設計）

..... 延床面積 約 4,700 m²（参考）

■解体工事（実施設計）

..... 稲城市立稲城第三小学校及び附属建物

R C造4階建て（最高高さ 18.25m）延床面積 5,160.66 m²

..... 既存図面の有無： ■紙図面あり □CADデータあり □既存図面なし

..... 積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書： □あり ■なし

■その他

建築物の種類

.....教育施設 第1類 及び 福祉・厚生施設 第1類.....

予定工事費

.....直接工事費 約 2,700,000 千円 (校舎解体費含む) (参考).....

建設予定工期

.....令和7年7月から令和10年1月まで (令和10年4月校舎使用開始).....

.....令和7年7月から令和7年8月まで 準備工事 (令和7年8月仮設校舎へ引越).....

.....令和7年8月から令和8年3月まで 既存校舎解体.....

.....令和8年4月から令和10年1月まで 校舎新築.....

1. 5 建築基準法に基づく確認申請の要否

■確認申請(建築物)必要 (別記による)

代表となる設計者 (■受注者)

確認申請の申請予定日令和7年1月頃予定 (実施設計業務にて行う).....

1. 6 業務スケジュール (想定)

令和5年9月下旬 基本設計業務着手

令和5年10月下旬 配置計画案作成

令和5年11月下旬 概算工事費・概算工程・仮設校舎計画案提出

令和5年12月下旬 基本設計案作成

令和6年3月下旬 基本設計完了、成果品提出

令和6年4月上旬 実施設計業務着手

令和6年11月下旬 工事費積算提出

令和7年1月下旬 工事発注書類提出

令和7年1月頃 確認申請等提出

令和7年3月下旬 実施設計完了、成果品提出

2-1 基本設計業務の内容

基本設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからオとする。

また、設計成果物は、別表1-1のとおりとする。

項 目		業 務 内 容
(1) 設計条件等の整理	① 条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

関係機関との 打ち合わせ	② 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工費費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。)作成する。
(7) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図(当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

必要な項目は、以下のアからエまでに掲げるもののうち■印のものとする。

ア 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

- 建築（意匠）の計画概要及び設計概要
- 建築（構造）の計画概要及び設計概要
- 設備の計画概要及び設計概要
- 仕様概要書及び仕上げ表
- 設計経過
- 工事費概算書
- 工程計画の概要（工事予定工程表含む）

建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。

イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

ウ その他基本設計に必要な業務

- リサイクル計画書の作成
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく（ア）から（ウ）までのチェックリストを作成（リサイクル計画書に添付）し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。

また、環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）において、「原則として使用する品目」については、これを使用した設計を原則とする。

- (ア) 環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
- (イ) 環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
- (ウ) 環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

- 打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）の作成

- 公共建築設計者情報システムの登録書（写し）
- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成

エ 追加業務

- 透視図の作成（アルミフレーム額入り）
 外観（周囲の街区等の景観を含む。）鳥瞰図.....1.....枚、見上げ図.....2.....枚
 内観.....2.....枚（サイズ.....A2.....、特記事項.....）
- 住民等説明会用資料の作成、説明補助
- 国庫補助申請に係る関係資料の作成（文部科学省・こども家庭庁補助）
- 段階別施工計画の作成

2-2 実施設計業務の内容

実施設計業務（以下「設計業務」という。）の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は、別表 1-2 のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表 2-2 の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

	項 目	業 務 内 容
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に变化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に变化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的かつ詳細に表現する。
	② 建築確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。

(5) 概算工事費の検討	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の監督員への説明等	実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

アからエまでに掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 製本 (A1)1.....部 (特記仕様書含む)
- 縮小製本 (A3)6.....部 (特記仕様書含む)
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 仮設計画図
- 工事工程表
 - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する
- 打合せ記録簿 (監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ) の作成
- 委託業務に関する協議書の作成

イ その他実施設計に必要な業務

- 建物保全データの作成

既存施設の改修工事の場合は、監督員から当該既存施設の機器情報等を取り込んだ「建築保全データ (エクセル様式)」を受領し、データの更新を行うこと。

新・改築工事の場合は、監督員から「建築保全データ (エクセル様式)」を受領し、新規にデータの作成を行うこと。
- リサイクル計画書の作成
- 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
- 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
- 「東京都環境物品等調達方針 (公共工事)」 (最新版を適用のこと) に基づく (ア) から (ウ) までのチェックリストを作成 (リサイクル計画書に添付) し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。

また、環境物品等 (特別品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局) の分類において、「原則として使用する品目」については、これを使用した設計を原則とする。

(ア) 環境物品等 (特別品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)

(イ) 環境物品等 (特定調達品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)

(ウ) 環境物品等 (調達推進品目) 使用予定チェックリスト (東京都都市整備局)
- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成

ウ 追加業務

■ 工事費概算書の作成

※ 積算資料の作成は原則としてRIBCによる。(RIBC(リビック)とは、(財)建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。)

■ 数量積算書(数量拾い図)

■ 工種別積算チェックリスト

■ 見積比較表

■ 見積書

■ 単価適用根拠(物価本等写)

■ 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務(別記による)

■ 省エネルギー計画書の作成及び申請業務(標準入力法PAL*/BEI)

300㎡以上の新築、改築、増築

■ 建築物環境計画書の作成及び申請業務

延床面積2,000㎡以上の新築、改築、増築

■ 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務

■ ZEB化検討に必要な業務

■ 国庫補助申請に係る関係資料の作成(文部科学省・こども家庭庁補助)

■ 住民等説明会用資料の作成、説明補助

■ 長期修繕計画(維持管理費算出含む)の作成

■ 備品機器及び経費の算定

エ 特別依頼業務

■ 石綿含有分析調査

約32検体想定

※8棟(第1期校舎、第2期校舎2棟、第3期校舎、配膳室、プール付属室、機械室等2棟)各壁床天井3検体及び配管1検体想定 8棟×4検体=32検体

※実施に当たっては調査方法、必要箇所数等を検討し、監督員と協議すること。

3 現場実態の把握

受注者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

4 業務履行体制

受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。

5 適用基準等

受注者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を

適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。なお、次に示す基準等は監督員に貸与を受けること。

- ア 共通（建築・電気設備・機械設備）
 - ・ 公共建築物整備の基本指針（財務局）
 - ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
 - ・ 施工条件明示の手引き（財務局）
- イ 建築
 - ・ 東京都建築工事標準仕様書
 - ・ 構造設計指針・同解説（財務局）
- ウ 電気設備
 - ・ 東京都電気設備工事標準仕様書
 - ・ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領（財務局）
- エ 機械設備
 - ・ 東京都機械設備工事標準仕様書
- オ 学校施設基準
 - ・ 小学校施設整備指針（文部科学省）
 - ・ 小学校設置基準（文部科学省）
 - ・ 学校環境衛生基準（文部科学省）

6 電子データで提出された設計図書の利用許諾

発注者は、受注者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

- ア 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与（工事費積算用）
- イ 工事施工時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用）

7 技術提案型総合評価方式への協力

受注者は、設計業務完了後に当該設計による工事の技術提案型総合評価方式が実施される場合は、発注者が行う技術提案課題の検討に協力しなければならない。

8 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は基本設計成果物は別表 1－1、実施設計成果物は別表 1－2 による。

別表 1 - 1 基本設計成果物納品リスト

成 果 物 等	部 数	電子データ	備 考
■ 業務実施計画書	1 部	○	
■ 業務完了報告書	1 部	○	
■ 基本設計書（別表 2 - 1 に掲げる成果図書）製本	部	○	
■ リサイクル計画書	1 部	○	
■ 環境物品等チェックリスト	1 部		
■ 打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）	1 部	○	
■ PUBDIS 登録書（写し）	1 部	○	PDF
■ 成果品の電子データを取めた CD-R	2 部	○	
■ 透視図	1 部	○	
■ 住民説明会資料	必要部数	○	

別表1-2 実施設計成果物納品リスト (その1)

	対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考
業務実施 計画書	■	委託概要	2	○	
		設計業務体制及び技術者届			
		設計方針			
		設計業務工程表			
		その他			
設計図書	■	設計図の原図 (A1)	1	○	電子データを出力したもの (ケース付)
	■	A1をA3に縮小した原図	1		
	■	製本	2		
	■	縮小製本	2		
	■	特記仕様書	1	○	
計算書	■	構造計算書	1	○	
	■	設備設計計算書	1	○	
積算	■	工事費概算書	1	○	RIBCデータ
	■	数量積算書	1	○	
	■	工種別積算チェックリスト	1	○	
	■	見積比較表	1	○	
	■	見積書	1	○	
	■	単価適用根拠 (物価本等写)	1		
行政届出	■	建築基準法等関係法令に基づく図書	1	○	(黒表紙金文字製本)
	■	省エネルギー計画書	1	○	(300㎡以上)
	■	建築物環境計画書	1	○	(2,000㎡以上)
	■	緑化計画書	1	○	(敷地1,000㎡以上)
	■	土地利用履歴調査	1	○	(敷地3,000㎡以上)
業務書類	■	打合せ記録簿 (監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)	1	○	
	□	PUBDIS登録書 (写し)			基本設計業務にて提出
業務完了 報告書	■	設計概要	1	○	
		業務結果内容			
		業務工程表 (実施を朱書き)			
		納品書			
		協議書			
		その他			

別表 1-2 実施設計成果物納品リスト (その2)

対象	成果物等	提出 部数	電子 データ	仕様・備考
■	建物保全データ	1	○	
■	リサイクル計画書	1	○	
■	再生資源利用計画書－建設資材搬入工事用	1	○	
■	再生資源利用促進計画書－建設副産物搬出工事用	1	○	
■	環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト (東京都都市整備局)	1	○	特別品目を選択した場合
■	環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト (東京都都市整備局)	1	○	調達推進品目を選択した場合
■	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト (東京都都市整備局)	1	○	特定調達品目を選択した場合
■	成果品の電子データを取めたCD-R	2		別に定める仕様による
■	省エネルギー計算書(大規模改修)	1	○	省エネルギー計画書と同様
■	国庫補助申請に係る関係資料	1	○	
■	石綿含有分析調査報告書	1	○	

別表 2-1 基本設計書

設計の種類		成果図書
(1) 総合		①計画説明書 ②設計概要書 ③仕上表（概略） ④面積表及び求積図 ⑤案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧立面図 ⑨断面図 ⑩透視図の写し（鳥かん・外観・室内等で作成の場合） ⑪設備計画図 ⑫工事費概算書 ⑬工事予定工程表
(2) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書
(3) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iv) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(4) その他		①その他検討資料

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「①計画説明書」は、設計趣旨及び計画概要に関する内容。
- 4 「②設計概要書」は、仕様概要及び設計方針（各種比較検討等の検証含む）に関する内容。
- 5 (2) 及び (3) に掲げる成果図書は、(1) に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 6 「(iv) 昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

別記 確認申請等申請図書の作成及び申請手続き業務

- 受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

ア 確認申請等の申請図書の作成

(ア) 受注者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。

(イ) 確認申請やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「確認申請等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受注者の責任において、修補しなければならない。

なお、これらにかかる再申請の手数料は、受注者の負担とする。

イ 確認申請等の申請手続き業務

(ア) 受注者は、確認申請等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。

(イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、以下の機関から選定するものとする。

- ・東京都防災・建築まちづくりセンター
- ・日本建築センター

(ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、確認申請を所管する行政庁又は登録省エネ判定機関のどちらを選択しても良いものとする。

(エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、確認申請の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。

(オ) 当初の確認申請の申請手数料は、受注者の負担とする。

(カ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請手数料は、受注者の負担とする。

ウ 申請手数料は下記のとおりとする。なお、料金の改定や内容の変更等が生じた場合は協議するものとする。

(ア) 確認申請（建築物）

(イ) 構造計算適合判定手数料

(ウ) 建築物エネルギー消費性能適合判定申請手数料

別表 2-2 実施設計業務「図面内訳（標準）」

		図 面	標準縮尺	備 考
建築設計図	意匠	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 敷地求積図 配置図 面積表 仕上表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 詳細図 （平面詳細図） （断面詳細図） （部分詳細図） 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 仮設計画図（指定仮設） 仮設計画図（参考図） 工事工程表 各種計算書 その他確認申請に必要な図面	1/3000 1/600（500） 1/100（200） 1/100（200） 1/100（200） 1/20（30） 1/20（30） 1/50(100) 1/100（200） 1/200 1/50（100） 1/200 1/20(30,50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて建物求積図を作成する。 必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/50 を用いることができる。 配置図又は外構図と組み合わせることができる。 必要に応じ 1/300、1/500 又は 1/600 を用いることができる。 外構図と組み合わせることができる。 参考図と組み合わせることができる 必要に応じて図面に記載する
	構造	構造共通図 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 配筋リスト 配筋詳細図 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 各種計算書 その他確認申請に必要な図面	1/100（200） 1/100（200） 1/100（200） 1/30（50） 1/20（30） 1/20（30） 1/30（50） 1/30（50） 1/20（30）	必要に応じて図面に記載する

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
電気設備設計図	電 気	表紙		図面枚数が少ない場合は省略
		図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図	N S 縮尺は建築図 に準ずる。	同上
		その他確認申請に必要な図面 屋外設備配線図（平面図）	縮 尺 は 建 築 図 に 準 ず る 。	
		機器仕様書	N S	
		機器姿図	N S	
		結線図	N S	
		機器配置・配線図（平面図）	縮 尺 は 建 築 図 に 準 ず る 。	
		系統図、システムブロック図	N S	
		空配管図（平面図）	縮 尺 は 建 築 図 に 準 ず る 。	
		分電盤回路表 制御盤回路表	N S	
	その他「通信・情報」に掲げる図 表			
	通 信 ・ 情 報	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図） 屋外設備配線図（平面図）	N S 縮尺は建築図 に準ずる。 縮尺は建築図 に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上
		機器仕様書	N S	
		機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図 （通信・情報設備空配管図） 機器配置図（平面図）	N S N S 縮尺は建築図 に準ずる。 縮尺は建築図 に準ずる。	
		機器設置場所一覧表（卓上電話機 等の固定設置しない機器がある場 合） その他確認申請に必要な図面	N S	

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生・ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 平面図（各階） 詳細図・断面図 その他確認申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階） 系統図（配管） 平面図（配管）（各階） 自動制御設備 機器表・システム図・動作ブロック図・平面図（各階） 詳細図・断面図 その他確認申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 かご室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図 その他確認申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 機械室平面図含む 監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。